

【文書名】

○作成管理システムによる捜査関係事項照会書等の適正な運用について

(令和4年4月11日付け香捜分第16号)

【概要】

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会書等について、重要性を認識し、より慎重な取扱いを期すため、根拠及び書式、照会手続等を定めたものである。